

## 規制の事後評価書

法令の名称：肥料取締法の一部を改正する法律規制の名称：(ア) 肥料の適正な原料管理及び適正な表示の義務付け  
(イ) 指定混合肥料制度の創設規制導入時の区分：新設 拡充 緩和 廃止担当部局：農林水産省消費・安全局農産安全管理課評価実施時期：令和8年3月

## 1 事後評価結果の概要

## &lt;規制の内容&gt;

(1) 肥料の品質確保及び公正な取引の確保のため、以下の原料管理制度を導入した。

- ① 肥料の規格として、従前の成分含有量等に加え、肥料に使える原料の範囲についての規格を定める。
- ② 肥料業者に対し、使用した原料等の帳簿の備付けを義務付ける。
- ③ 肥料の成分に関する虚偽の宣伝に加え、原料に関する虚偽の宣伝を禁止する。
- ④ 肥料の品質や効果に関する基準（肥料が効く速度に関する表示等）を整備する。

(2) 農家のニーズに応じた配合肥料の生産を促進するため、以下の新たな指定混合肥料制度を導入した。

- ① 化学肥料等の普通肥料と堆肥等の特殊肥料を配合した肥料及び肥料と土壌改良資材を配合した肥料について、成分保証を行わず、届出制とする。
- ② 登録済みの肥料を配合後に造粒した肥料について、登録制から届出制に移行する。
- ③ ①及び②の肥料等を指定混合肥料と総称する。

## &lt;今後の対応&gt;

■そのまま継続 拡充して継続 緩和して継続 廃止

## &lt;課題の解消・予防の概況&gt;

■おおむね想定どおり

想定を下回るが、対応の変更は不要想定を下回り、対応の変更が必要想定を設定していないが、対応の変更は不要想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

## &lt;遵守費用の概況（新設・拡充のみ）&gt;

■おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要想定を上回り、対応の変更が必要想定を設定していないが、対応の変更は不要想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

### <行政費用の概況>

■おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

想定を設定していないが、対応の変更は不要

想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

### <規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

■おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

想定を設定していないが、対応の変更は不要

想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

## 2 事前評価時の予測との比較

| ＜効果（課題の解消・予防）＞               |       | 算出方法と数値  |
|------------------------------|-------|--|
| ① 不良な肥料の流通を抑止                | 事前評価時 | ○不良な肥料の流通抑止により、 <u>1件当たり約21.7億円程度の被害発生を防止見込み</u> 。<br>・過去に発生した事案の平均被害額が約21.7億円。  |
|                              | 事後評価時 | ○原料管理制度導入後は、不良な肥料の流通は <u>発生していない</u> 。   |
| ② 農業者における肥料の選択肢の拡大           | 事前評価時 | ○指定混合肥料の届出数は5年間で約620件増加見込み<br>・普通肥料と特殊肥料を配合した肥料の生産量（平成29年実績）は2.7万t<br>・生産量が毎年約50%増加すると仮定すると、5年間で約16万t増加見込み<br>・1銘柄当たりの平均生産量が約260tであることから届出件数の増加見込みは $16万t \div 260t = 約620件$   |
|                              | 事後評価時 | 新たな指定混合肥料制度の導入後 <u>3年間（令和3～5年）で</u> 、<br>○指定混合肥料（指定配合肥料を除く）の <u>届出数<sup>※1</sup>は約780件</u>   |
| ③ 施肥に係る労働費の削減                | 事前評価時 | ○指定混合肥料を活用することで、施肥に係る <u>労働費を5年間で約17億円削減</u> できる見込み。<br>・施肥に係る労務単価を2,800円/時間と仮定<br>・指定混合肥料を活用して複数種の肥料を一度に散布することで、施肥に係る作業時間が1.2時間/10a削減 <sup>※2</sup> されると仮定すると、1ha当たり33,600円の労働費を削減可能<br>・指定混合肥料約16万tを耕地10a当たり300kg施用すると仮定すると、その施用面積は約5万ha<br>・削減できる労働費は $33,600円/ha \times 約5万ha = 約17億円$                                 |
|                              | 事後評価時 | ○制度導入後3年間で指定混合肥料（指定配合肥料を除く）が <u>約6万t生産された<sup>※1</sup></u> ことにより、 <u>約9億円の労働費が削減された</u><br>・施肥に係る労務単価を3,600円/時と仮定<br>・指定混合肥料を活用して複数種の肥料を一度に散布することで、施肥に係る作業時間が1.2時間/10a削減 <sup>※2</sup> されると仮定すると、1ha当たり43,200円の労働費を削減可能<br>・指定混合肥料約6万tを耕地10a当たり300kg施用すると仮定すると、その施用面積は約2万ha<br>・削減できる労働費は $43,200円/ha \times 約2万ha = 約9億円$ |
| ④ 指定混合肥料の創設による登録・更新に要する費用の削減 | 事前評価時 | ○登録済みの肥料を配合後に造粒した肥料等が届出で生産可能になることで、 <u>登録手数料等に相当する費用（約3,200万円）を削減</u> できる見込み<br>・登録手数料は53,100円/件、登録更新手数料は8,000円/件<br>・化成肥料の年間更新件数は約2,000件、新規登録件数は約560件（ともに平成29年実績）<br>・届出制となる肥料は登録肥料の約7割と見込まれることから、削減される費用は、<br>$(8,000円/件 \times 2,000件 + 53,100円/件 \times 560件) \times 0.7 = 約3,200万円$                                   |

|                |       |  |
|----------------|-------|--|
|                | 事後評価時 | <p>○制度導入後の指定化成肥料の年間平均届出件数<sup>※1</sup>は27件であり、<u>登録手数料に相当する費用（約140万円）を削減した</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定化成肥料は、従来は登録手数料（53,100円/件）を要したことを踏まえると、<br/>53,100円/件×27件＝約140万円</li> </ul> <p>○なお、従来は3年又は6年で登録更新を要する登録肥料であったことを踏まえると、今後、登録更新に相当するさらなる費用の削減が見込まれる。</p> |
| ⑤ 農地への有機物の投入増加 | 事前評価時 | ○産業副産物を原料とする肥料の信頼性が向上することで、農地への有機物の投入が増加し、いわゆる「土づくり」が進むことにより、農業生産性の向上に繋がることが期待される。   |
|                | 事後評価時 | ○特殊肥料等入り指定混合肥料など、有機物を主体とする肥料の生産が進んだことにより、農地への有機物の投入を後押しし「土づくり」に寄与した。   |

※1 指定混合肥料の届出件数は、肥料の品質の確保等に関する法律に基づく生産数量報告及び都道府県事務報告による。

※2 1.4時間/10a→0.2時間/10a（出典：やまがたアグリネット）

## <負担>

### ■ 遵守費用（新設・拡充のみ）

|               |       | 算出方法と数値  |
|---------------|-------|--|
| ① 帳簿の作成に要する費用 | 事前評価時 | <p>○従前から必要最低限の原料管理等を実施している肥料業者においては、<u>遵守費用は発生しない</u>。</p> <p>○他方、新たに帳簿を作成する場合、人件費として<u>約1億円/年</u>増加する見込み。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間営業日を260日/年、平均的な1日の帳簿記載作業を約0.5時間/日、その際の人件費単価を2,800円/時間と仮定すると、帳簿作成のために必要な人件費は、<br/>260日/年×2,800円/時間×0.5時間/日＝364,000円/年</li> <li>・帳簿作成対象者約2,200社のうち、全く帳簿を作成していない肥料業者は約13%と仮定すると、<br/>364,000円/年×2,200社×13%＝約1億円/年</li> </ul> |
|               | 事後評価時 | ○現在は、立入検査等において、全ての肥料業者が新法に従って帳簿を作成していることを確認していることから、事前評価時に想定していた <u>約1億円/年の遵守費用が発生しているものと考えられる</u> 。   |

### ■ 行政費用

|                    |       | 算出方法と数値   |
|--------------------|-------|---|
| ① 帳簿の確認に係る追加的な行政費用 | 事前評価時 | ○これまで行政指導として行っていた業務（保証票以外の記載事項に係る虚偽の宣伝に関する監督業務等）を法的な根拠に基づく監督業務として行うこととなり、 <u>追加的な行政費用は発生しない</u> 。 |
|                    | 事後評価時 | ○事前評価のとおり、 <u>追加的な行政費用は発生していない</u> 。  |
| ② 指定混合肥料の監督に要す     | 事前評価時 | ○指定混合肥料の監督に要する行政費用（法令の遵守状況等を確認するための立入検査等）が5年間で <u>約65万円増加</u> する見込み。                              |

|     |       |  |
|-----|-------|--|
| る費用 |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>立入検査に要する人件費を約 21,000 円/件、届出数を約 620 件、立入検査の対象事業者抽出率を約 5%と仮定</li> <li><math>21,000 \text{ 円/件} \times 620 \text{ 件} \times 5\% \approx 65 \text{ 万円}</math></li> </ul>  |
|     | 事後評価時 | <p>○制度導入後 3 年間で <u>10 件の立入検査を実施し、これに要した人件費は約 30 万円と想定される</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>立入検査に要する人件費は<br/> <math>3,600 \text{ 円/時} \times 4 \text{ 時間} \times 2 \text{ 人} = \text{約 } 29,000 \text{ 円/件}</math><br/> <math>\text{約 } 29,000 \text{ 円/件} \times 10 \text{ 件} = 29 \text{ 万円}</math></li> </ul> |

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

|      |       | 算出方法と数値 |
|------|-------|---------|
| 該当なし | 事前評価時 | —       |
|      | 事後評価時 | —       |

■その他の負担

・なし

**3 考察**

- 原料管理制度の導入により、肥料業者における表示や原料の管理が徹底され、事前評価時の想定を上回る行政負担を生むことなく、不良な肥料の流通を抑止する仕組みが構築された。今後も原料管理制度に基づく肥料生産が継続されれば、多様な産業副産物等の肥料化が進む中でも、品質や安全性が確保された肥料の安定供給が期待される。
- 新たな指定混合肥料制度の導入により、届出件数ベースで事前評価時の想定を上回る新たな肥料の開発が進展している。今後も、新たな指定混合肥料制度に基づく肥料の開発が継続されることで、農家のニーズに柔軟に対応することができるほか、化学肥料の使用量低減や肥料の国産化など、昨今の様々な課題に対応することができる。
- 以上により、引き続き本制度を措置することが妥当であると考えられる。